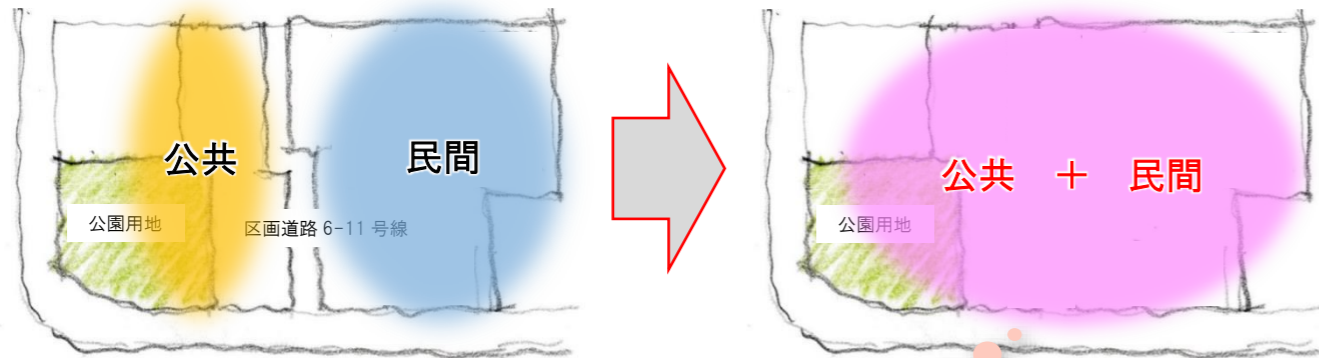




木山交差点周辺のにぎわいづくり

- 町では、木山交差点北東の公園周辺で「まちの商店街」構想があり、区画整理事業が進む中で、隣接の民間事業者様が、生鮮食料品等を含めた商業施設を核とする開発計画をお持ちであることが分かりました。
- 町としては、公民連携の一体的開発に取り組むことで、より細やかでスピーディーに町民のニーズに応えることができ、都市拠点としての機能を高めることができるものと考えています。
- そのため、県に区画道路6-11号線の廃止を要望しました。



町では、当該施設にお越しになる人々が賑わうとともに、隣接する公園(まちかど広場)や横町線沿線の店舗、県道熊本高森線などへ歩きだしたくなるなど、地域の回遊性を高めるような開発イメージを持っています。

“まちづくりスクール”

令和5年度に続き、今年度も“まちづくりスクール”を開講しました。第1回目(10/2(水)開催)は、西村町長、広報ましき監修に携わる福永和子さんをお招きし、復興まちづくりに不可欠な「現場を知る」をテーマに議論を深めました。

次回(11/6(水))は木山から飛び出し、櫛島・東無田地区を訪問し、「暮らしとまちづくり」について学びます。

参加をご希望の方は、復興まちづくりセンターにじいる(096-284-1711)までご連絡ください。※参加費無料



◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問合せ先

〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790  
 熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314 (直通)  
 〒861-2295 上益城郡益城町大字宮園702 益城町役場 2F  
 益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930 (直通)

◆ホームページ  
 【熊本県】 <https://www.pref.kumamoto.jp/> 【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>

1 進捗状況について

日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。皆様のご協力により、安全・安心に暮らす基になる宅地や道路、上下水道などの整備が進み(右下写真：現況①②)、これに伴い建物の再建も着実に進んでいます。

また、10月15日、益城町役場で開催した第19回土地区画整理審議会において、第14期仮換地指定(案)に係る答申を受けました(指定箇所は下図のとおり)。今後、対象権利者の皆様へ仮換地指定通知を郵送又は持参し、通知内容と予定スケジュールなどについて説明させていただきます。

今後も引き続き、権利者の皆様の生活再建や道路等の公共施設の整備に向け、皆様への説明を丁寧に行って参ります。

【凡例】

- 仮換地指定箇所(街区全部)
- 仮換地指定箇所(街区の一部)
- 第14期仮換地指定箇所
- 道路・交通広場
- 河川
- 公園・緑地

進捗状況

	進捗率
仮換地指定	96%
工事着手	65%
宅地引渡し	43%

※ R6.10.22 現在  
 ※ 画地数ベース

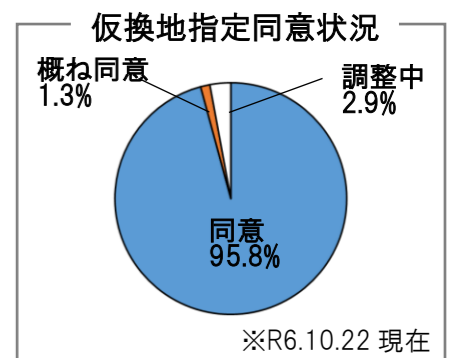


図1 第14期仮換地指定(予定)箇所



## 2 事業計画の変更について

### ■事業計画変更（案）の内容について

将来、道路（県道熊本高森線を除く）や公園等の管理者となる益城町より、地元のご意見も踏まえ、にぎわいづくりに向けた公民連携による一体的な取組みを進めるため、区画道路6-11号線を廃止したい旨の要望書の提出がありました。

県としては、商業・サービス機能の更なる強化が期待されることから、要望に基づく事業計画の変更（案）を策定しました。

内容についてご不明な点やお聞きになりたいことがある場合、個別にご説明いたしますので、本紙末尾のお問合せ先までご連絡をお願いします。

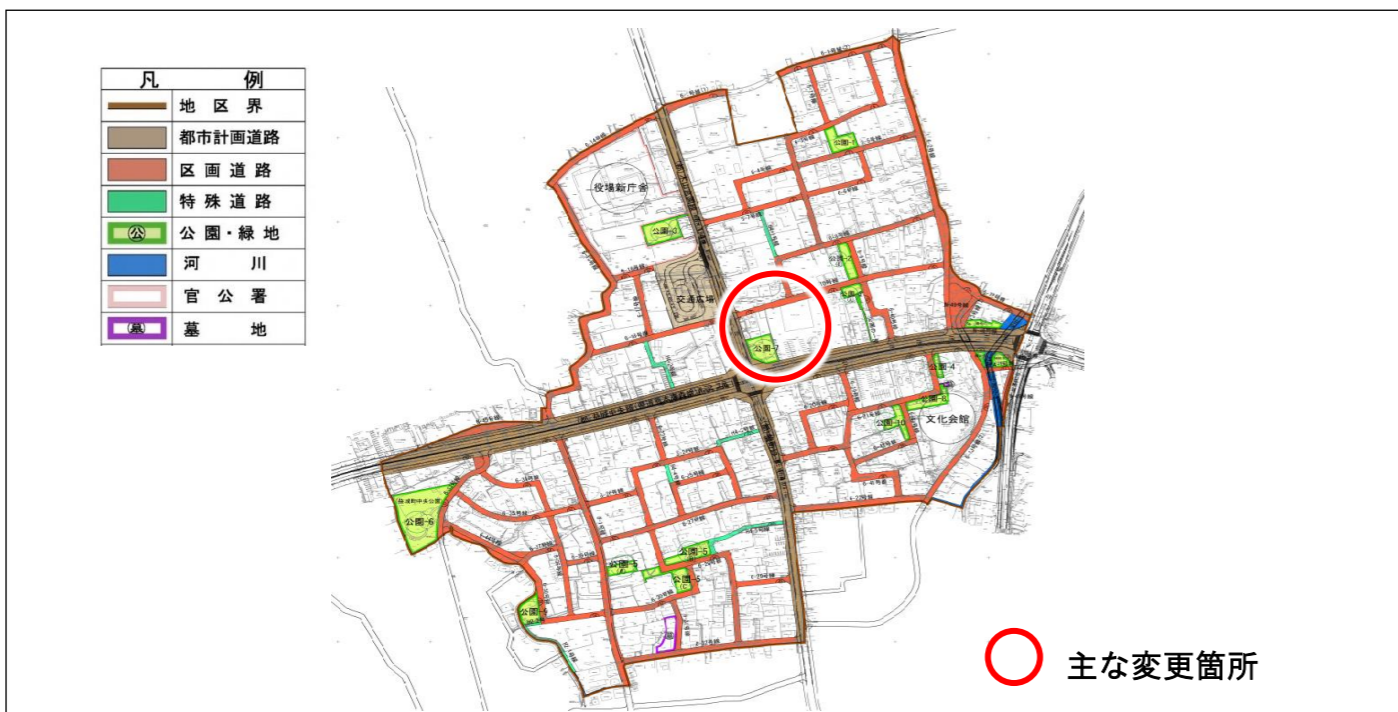
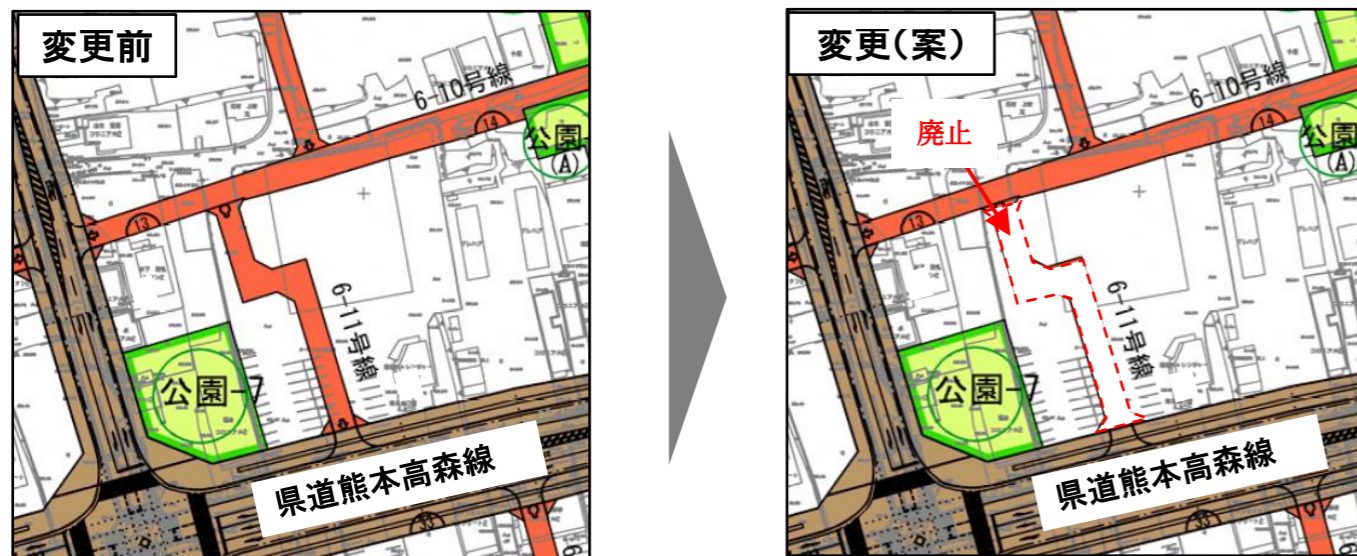


図2 設計図の変更（案）

### 主な変更の概要（拡大図）



**変更内容** ○ にぎわいづくりに向けた、公共（町）と民間との連携による一体的な取組みのため、区画道路6-11号線を廃止する。

### ■事業計画変更（案）の縦覧について

今回の道路等の変更の際しましては、**事業計画変更（案）の縦覧**を行います。縦覧の期間や場所については、以下をご参照ください。

縦覧の期間、受付時間	
【縦覧期間】	令和6年11月6日（水）～令和6年11月19日（火） ※土日祝を含む
【受付時間】	8時30分～17時15分

縦覧の場所	
熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課	所在地 上益城郡益城町大字福原790 電話 096-234-7314（直通）
益城町役場 復興整備課	所在地 上益城郡益城町大字宮園702 電話 096-289-2930（直通）

※縦覧期間中は、事業計画変更（案）を県庁ホームページでも閲覧できます。



（QRコード：県庁HP）

### ■事業計画変更（案）への意見書提出について

今回の事業計画変更（案）について利害関係のある方は、熊本県知事に対して意見書の提出ができます。

意見書の提出期間や提出先、記載内容などについては、以下をご参照ください。

意見書の提出期間や提出先、記載内容など		
【提出期間】	令和6年11月6日（水）～令和6年12月3日（火） ※土日祝を含む	
【提出先、提出方法、提出期限など】		
	提出先	提出方法 受付時間・提出期限
	熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 または 益城町役場 復興整備課	持参 8時30分～17時15分
	熊本県庁 土木部 道路都市局 都市計画課 人吉・益城復興推進室  (所在地) 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (電話) 096-333-2526 (メール) toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp (FAX) 096-387-1152	郵送 令和6年12月3日（火） ※当日消印有効
		メール・FAX 令和6年12月3日（火） ※17時15分まで

【記載内容】 特に定められた様式はありませんが、次の項目を記載ください。

- ① 意見書提出者の住所、氏名及び連絡先、作成日
- ② 意見書提出の対象である事業計画の案の名称  
[名称] 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更（案）
- ③ 事業計画変更（案）に対する意見
- ④ 土地区画整合法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出の有無  
例) 口頭意見陳述の申し出を行います（又は行いません）。